皆さんからの意見提言

・　皆さんから寄せられたご意見と議会の対応について（令和８年10月23日）

町内在住のかたから、令和８年３月４日開催の第２回山ノ内町議会定例会における議案の、「副町長の選任について」の不同意について各該当議員へのご質問を令和８年８月17日付けにいただきましたので回答いたします。

令和８年第２回山ノ内町議会定例会会議録その他の公表資料及び議長・議会事務局において確認できる事実に基づき、下記のとおり回答いたします。

① 議長

議論で挙げられた不同意の理由について

回答

本件については、令和８年３月４日の本会議において質疑が行われましたが、討論の発言はありませんでした。このため、公開された会議録上、不同意とした各議員が採決に際してどのような理由で判断したかは明らかになっておらず、議会として『不同意の理由』を列挙することはできません。

一方、採決前の質疑において確認された主な論点は、議事録から確認できますので、議事録をご参照ください。また、議長には、各議員の内心における判断理由を調査し、集約して公表する権限はないため、会議録等で確認できない理由まで回答することはできません。

② 不同意議員７名

不同意とした各議員の主な理由について

回答

議員の表決は、各議員が町民全体の利益及び町政への影響等を総合的に考慮し、自らの責任において行うものです。各議員からの不同意理由については各議員の判断で以下の通り回答がありました。

（畔上恵子議員）

回答いたしません。

（湯本るり子議員）

副町長人事の件は回答しません。

（小林仁議員）

副町長人事に対する自身の意思表示は、あらゆる角度から熟慮し、様々な情報を勘案して山ノ内町にとっての最善は何かという思考で決定しております。

私自身、行政経験の無さを理由に人事案に不同意とした経緯はございません。

（髙田佳久議員）

副町長の職務として大きく３つ。

① 行政全体の運営を具体化・統括する立場。

② 各課の事務を総合調整し、縦割りを越えた連携や業務の効率化を進める。

③ 長不在時には、規則等に基づき職務を代理・代行することがある。

以上を勘案して、社会経験の豊富さ（民間会社での役員経験など）、行政に対する認識の深さ（行政経験者や行政との関係性あればベター）を考慮しました。

また、バランス感覚として、民間出身の首長に対しては、行政経験が豊富な方が良いと考えました。（行政実務の内部ルールなどがあり、民間とはことなることがあるため）

さらに、町民の方より副町長として認められないとの趣旨の発言を複数いただいたこと踏まえて判断しました。

以上が主な理由となります。

（湯本晴彦議員）

今回の不同意は、候補者の行政経験そのものを否定したものではありません。副町長には、町長を補佐し、庁内を調整し、職員の力を組織として引き出す役割が求められます。その重要性に照らし、候補者の適格性を判断するための説明と、庁内の理解・協力を得るための準備が十分であったかに疑問が残ったため、現時点では同意できないと判断しました。

（山本光俊議員）

個人情報にかかる事項も含まれるので回答は差し控えさせていただきます。

（小林克彦議員）

行政未経験よりも、職員約 200 名を統率して町民の負託に応えなければならない、副町長は町長の思いを施策、事業化する実務者であり単なる補佐役ではありません。そのような重要職に適任か、また代わる人物が町内外にいないのか。

このような声が多くの住民からも寄せられたことによる結果であります。

以上が②について各議員からの回答です。

なお、人事案件については、候補者の人格、経歴、能力等に関する発言が、必要な審議の範囲を超えて候補者個人への評価や非難となり、名誉又はプライバシーを不当に害することのないよう、特に慎重な配慮が必要です。山ノ内町議会においても、これまで、人事案件については候補者個人を公の場で論評することにつながりかねないとの配慮から、討論を行わずに採決することが通例となっています。

③ 議長

この不同意について、議会に数人いる、「声（圧）の大きい議員」らはどのような態度で発言したか？
いつものように声（圧）の大きく発言しましたか？
声（圧）の大きい議員の一人は、裏でメモを回していたりしませんでしたか？
議場での様子をお答えください。
回答

質問状には、『声（圧）の大きい議員』が発言した、また、議員が『裏でメモを回していた』との記載がありますが、議長及び議会事務局において確認した限り、そのような事実は一切ありません。

本件審議において、特定の議員が威圧的な声又は態度によって他の議員の判断に影響を及ぼした事実はなく、議長が議事整理上の注意を行う必要が生じた事実もありません。また、議員間で採決の判断に関するメモを回覧していた事実もありません。

④ 不同意したベテラン議員５名：山本、小林、高田、湯本（晴）、湯本（る）各氏
・副町長議案に不同意によって、副町長不在による町政、行政への影響はどう考えるか？お答えください。
・不同意（反対）する事は、言い換えると「町政、行政の不利益（マイナス）に賛成した」とみなしますが、それを補う代案などお考えは有りますか？
町政をサポートする意思はありますか？
長年に渡り、町政、議会に関わってきた「行政経験豊富なベテラン議員」という立場でお答えください。

不同意による町政への影響及び町政を支援する意思について
ご質問にある副町長不在による町政、行政への影響について以下の議員から回答がありました。
回答
（小林克彦議員）
不在となって 不都合を議会に問われましても返答はありません。

（髙田佳久議員）
・影響に対して
副町長が不在のため、行政への影響は少なからずあると思っています。
・補う代替え案はに対して
代替えができるものではないと考えます。副町長の同意案件は町長の専任事項（人事案件のため）ですので、次の方を探して臨時議会もしくは６月議会に同意案件の議案を提出すべきであった思いますが、残念ながら議案は提出されませんでした。
・町政をサポートに対して
町政のサポート役が議員の職責ではなく、議員は住民を代表する者として、地域のことや住民福祉の向上等につとめることがその主な役割と考えます。また私自身、首長への対応は是々非々の立場で判断しています。

（湯本晴彦議員）
地方自治法上、副町長の選任案を提出する権限は町長にあり、議会の同意は形式的な追認ではなく、町政運営上の重要な人事について適否を判断するための制度です。このため、町政・行政への影響を避けることだけを理由に、十分な確認ができないまま同意することは、議会に求められるチェック機能を弱めることになります。
また、候補者の選定や庁内人事への直接的な関与は、議会の役割を超えるため行うべきではありません。よって、代案として議員が別の候補者を選定・提案することはできません。あくまでも執行側が副町長不在に対する代案を考えるべきです。町政をサポートする意思はありますが、不同意をもって直ちに『町政、行政上の不利益に賛成した』と評価することは適切ではないと考えます。

参考資料

・令和８年第２回山ノ内町議会定例会会議録（令和８年３月４日）

https://www.town.yamanouchi.nagano.jp/material/files/group/38/R080304_situmon_singi.pdf

・山ノ内町議会「議決結果」

https://www.town.yamanouchi.nagano.jp/soshiki/gikai_jimukyoku/gyomu/gikai/777.html

以上回答といたします。